

(公印省略)

高齢福第 2 8 0 4 号
令和 3 年 1 月 2 8 日

介護サービス事業所管理者各位

大分県福祉保健部高齢者福祉課長

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に係る支援金の申請期限延長と早期申請について
(依頼)

高齢者福祉行政の推進につきましては、平素からご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、年末年始以降、全国的に新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が急激に増加し、県内でも医療機関や福祉施設等でクラスターが発生し、連日二桁の新規感染者が出ている状況です。

すでにご案内のとおり、県では、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため生じたかかり増し経費や環境整備等についての費用助成（支援金）を9月から行っていますが、1月末迄の納品が間に合わないというご相談が非常に多くなってきています。

そこで、介護事業所での新型コロナウイルス感染防止対策が非常に重要であることと2回目の緊急事態宣言が発令されて、関連商品の入手に時間がかかっている現状等に鑑みて、今回、支援金の申請期限を令和3年2月26日（金）まで延長することとしました。

つきましては、申請がまだお済みでない事業所等におかれましては、別添留意事項を参照の上、支援金の申請を行っていただきますようお願いいたします。（本通知は対象となる全ての事業所に送付していますので、既に申請済みの場合は、何卒ご容赦くださいますようお願いいたします。）

なお、支援金の申請期限を延長したことで、感染対策の取組がかえって遅延することのないようご留意をお願いします。

また、申請期限直前になりますと申請が集中し、審査・支払にかなりの日数を要することが予想されますので、円滑な支給のため、出来るだけ早期に申請していただきますようお願いいたします。

記

- 1 申請ホームページ 新型コロナウイルス感染症対策等支援金の申請方法等について
<http://www.pref.oita.jp/soshiki/12300/shiennkinshosai.html>
- 2 申請受付期間 令和2年9月1日（火）～令和3年2月26日（金）
- 3 留意事項 別紙を参照してください。

申請方法や対象品目等ご不明な点については、下記コールセンターまでお問合せください。

○支援金コールセンター 電話番号 050-6865-6411

※9時から18時（土日祝日は休業）

担当：宇野、佐藤（明）、小野、三笥

新型コロナウイルス感染症対策等支援金 留意事項

(1/28 版)

1. 対象経費と対象外経費について

新型コロナウイルス感染症対策として生じたかかり増し経費ではないものは対象外
(対象外の例)

対象外経費	理由
非常食・非常用電源	防災対策には必要ではあるが、感染症対策ではない
日用品	感染症対策として新たに生じた費用ではない

2. 支援金の種類について

- (1) 介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援
- (2) 介護サービス再開に向けた支援

- ① 在宅サービス利用中止中の利用者の再開支援への助成
- ② 在宅サービス事業所における環境整備への助成

※特に、「(2) ②在宅サービス事業所における環境整備への助成」の対象となるにもかかわらず申請していない事例が多くあります。注意してください。

3. 補助対象期間について

令和2年4月1日から令和3年2月26日までに要した経費が対象です。

- (例)・令和2年4月1日より前に購入したものは対象外
- ・令和3年2月26日より後のリース契約期間は、対象期間外

4. 様式について

様式が異なる場合は、再提出となります。

県のホームページから様式をダウンロードして添付してください。

(県のホームページ)<http://www.pref.oita.jp/soshiki/12300/shienkinshosai.html>



5. 領収書の記載内容について

あて名や品目等の記載があるか確認してください。

領収書に品目等がない場合は、内容を確認できる書類(請求書等)が必要です。

6. 補助対象について

感染防止にできるだけ取組んでいただくことが目的のため、納品が1月中に間に合わなかったなどやむを得ない場合は、2月納品・支払分についても対象にします。

ご不明な点は、支援金コールセンターまでお問合せください。

○支援金コールセンター

電話番号 050-6865-6411

※9時から18時(土日祝日は休み)